

「ものづくり産業人材確保支援事業(高校生)」
公募型プロポーザル実施要領

令和7年2月19日 福島県

本事業は、令和7年度の予算成立を前提に事業化される条件付き事業であるため、この条件を満たさなければ、いかなる効力も発生しないことをあらかじめ御了承ください。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または委託候補者において損害が生じた場合にあっても、県においてはその損害について一切負担しません。

福島県(以下「県」という。)は、「ものづくり産業人材確保支援事業(高校生)」(以下「本業務」という。)に係る委託候補者の選定にあたり、本公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施します。

1 委託業務の概要

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 業務件名 | ものづくり産業人材確保支援事業(高校生) |
| (2) 業務内容 | 別添「業務委託仕様書」とおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで |
| (4) 委託契約額の上限 | 36,099,140円(消費税及び地方消費税を含む) |

2 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザル参加者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて適切かつ速やかに対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等(プロポーザル参加者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、プロポーザル参加者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (6) 県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 審査会実施日から起算して前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (9) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。
- (10) 本業務に係る知識を十分に有し、技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できること。

3 スケジュール

日 程	項 目
令和7年2月25日(火) 17時まで	質問事項の受付期限
令和7年2月28日(金)	質問事項の回答
令和7年3月3日(月) 17時まで	公募型プロポーザル参加表明書の提出期限
令和7年3月10日(月) 17時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年3月18日(火)頃	プレゼンテーション(プロポーザル審査委員会)
令和7年3月21日(金)頃	審査結果(委託候補決定)の通知

4 プロポーザルに関する手続き

(1) プロポーザル参加に係る書類の交付

プロポーザルに参加を希望する者は、県産業人材育成課ホームページから様式をダウンロードし入手すること。(URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021e/>)

なお、令和7年3月3日(月)午後5時を経過した時点で産業人材育成課ホームページから様式を削除する。

(2) 質問事項の受付及び回答

質問については下記のとおり受け付ける。

ア 受付期限

令和7年2月25日(火) 午後5時まで

イ 提出書類

質問書(様式2)

ウ 提出方法

原則として電子メールにより、「10 担当課(書類の提出及び問い合わせ先)」に送付すること。

エ 回答期日及び方法

受け付けた質問の要旨とその回答を産業人材育成課ホームページに、令和7年2月28日(金)までに随時掲載する。なお、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある質問については、回答しない。

(3) 公募型プロポーザル参加表明書の提出

下記により参加表明書を作成し提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出期限

令和7年3月3日(月) 午後5時まで(必着)

イ 提出書類

公募型プロポーザル参加表明書(様式1)

ウ 提出方法

持参する場合:提出期限(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)内に「10 担当課 (書類の提出及び問い合わせ先)」に提出すること。

郵送する場合:封筒に「公募型プロポーザル参加表明書在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便、親展により「10 担当課 (書類の提出及び問い合わせ先)」宛に提出期限内に到着するように送付すること。

(4) 企画提案書等の提出

下記により企画提案書等を作成し、提出すること。

ア 提出書類

様式については、特に指定がないものについては任意様式とする。

(ア) 企画提案書

以下に留意の上、業務委託仕様書に基づき漏れなく作成すること。

- ・表紙は「様式3-1」により作成し、目次及びページ番号を付すること。
- ・日本産業規格に定める A4 サイズとすること。
- ・事業者の概要(様式3-2)
- ・実施体制、実施内容及び手法、スケジュール
- ・類似する業務実績

(イ) 事業経費積算書(任意様式)

(ウ) 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(写し)

(エ) 定款等の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの)

(オ) 法人登記簿の写し(企画提案書受付日の3ヵ月以内のもの)

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(カ) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式3-3)

イ 提出方法

(ア) 提出部数

正本1部、副本(写し)5部

(イ) 提出期限

令和7年3月10日(月) 午後5時まで(必着)

(ウ) 提出方法

持参する場合:提出期限(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)内に「10 担当課 (書類の提出及び問い合わせ先)」に提出すること。

郵送する場合:封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便、親展により「10 担当課 (書類の提出及び問い合わせ先)」宛に提出期限内に到着するように送付すること。

(エ) 留意事項

企画提案書等はプロポーザル参加者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の内容変更、差替え又は再提出は認めないものとする。

ウ 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

(ア) 本実施要領等で示す条件に違反した企画提案

- (イ) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (ウ) 企画提案に係る審査委員会の委員又は関係者に、企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案

5 委託候補者の決定方法

(1) 審査方法

委託候補者の選定については、別途設置する「プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、企画提案の内容を総合的に審査し、最も評価の高かった者を委託候補者として選定する。なお、審査に当たっては、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを実施する。ただし、プロポーザル参加者が1者のみの場合にあつて、「(3) 審査項目」の評価点(合計)が60点に満たない場合には委託候補者を選定しない場合がある。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 日程等

令和7年3月18日(火)頃に、福島市内で実施する。

詳細については、プロポーザル参加者に対して別途連絡する。

イ 内容

プロポーザル参加者は、企画提案の内容を説明し、審査員からの質問等に応じていただく。

なお、出席者数は3名以内とする。

ウ 説明時間等

30分程度(説明20分、質疑応答10分)

(3) 審査項目

審査する事項は次のとおりである。

	審査項目	評価基準	配点
企画内容等に関する評価	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の背景と目的を理解し、目標達成に向けた効果的かつ独自性の高い内容か。 ・県内企業や高校との調整能力はあるか。 ・業務の遂行に当たり、直近の採用動向や本事業の進捗・効果を都度分析し、必要に応じて事業の見直しや改善を行う能力はあるか。 ・本業務の類似実績があり、その経験やノウハウを活かせるか。 ・本業務の実施／管理体制、スケジュールは適切か。 ・本事業の趣旨を踏まえ、公募企業を目標数確保する能力はあるか。 	20
	経費積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・積算単価や数量について具体的な内訳が示されているか。 ・仕様書や提案書の内容と整合性があり適切か。 	5
	【仕様書4(1)】 技術体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各テクノアカデミー施設と連携し、効果的に実施できる内容か。 ・事業内容の向上に繋がる付加価値的な要素があるか。 	5
	【仕様書4(2)】 企業ガイダンスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・企業と高校生が十分に意見交換でき、県内企業の魅力を発見し、興味関心を深められるような内容か。 ・事業内容の向上に繋がる付加価値的な要素があるか。 	20
	【仕様書4(3)】 企業見学会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生が、県内企業で就業する具体的なイメージを形成し、県内就職を意識できるような内容か。 ・事業内容の向上に繋がる付加価値的な要素があるか。 	20
	【仕様書4(4)】 企業の「伝え方向 上」の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・企業のプレゼンスキル向上につながる効果的な内容か。 ・本事業で活用する企業資料の作成や企業毎のプレゼン資料のブラッシュアップなど企業支援が充実した内容か。 	15
	【仕様書4(5)】 社会人講話の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生が県内企業の魅力を発見し、興味関心を深められるような内容か。 ・事業内容の向上に繋がる付加価値的な要素があるか。 	15
加点措置	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ構築宣言を行い、公表しているか。 	3	

(4) プロポーザル参加者への審査結果の通知及び公表

委託候補者決定後、プロポーザル参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するとともに、審査結果について、産業人材育成課ホームページにて公表するものとする。

6 プロポーザルの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

公募型プロポーザル参加表明書を提出した者が、途中で参加を辞退する場合には、参加辞退届(任意様式)を持参又は郵送の方法により「10 担当課(書類の提出及び問い合わせ先)」にプレゼンテーション実施日の前日午後5時まで提出しなければならない。

7 契約の締結

(1) 契約締結の手続きについて

ア 本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書等の内容を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点の者と協議を行うものとする。

イ 県は福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

ウ 企画提案書等に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は受託者に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(2) 契約保証金について

委託候補者は「2プロポーザル参加者の資格要件」を満たし、審査により決定した委託候補者が、福島県財務規則第229条第1項のいずれかを満たす場合、契約保証金の納付を免除する。

8 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

(1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担するものとする。

(2) プロポーザル参加者が県に提出した書類は返却しない。

10 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）

福島県商工労働部産業人材育成課（担当：霜村）

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話番号 024-521-7300(直通)

F A X 024-521-7932

電子メールアドレス jinzai@pref.fukushima.lg.jp